

**愛媛県立子ども療育センター**  
**一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書**

1 契約業務の内容

愛媛県立子ども療育センターから排出される可燃ごみ(※注)、廃プラスチック類、ビン・缶、紙類を、愛媛県立子ども療育センターの集積場所2箇所から搬出し、適正に処理すること。

※注：業務委託する可燃ごみは、厨房室にある残菜等の可燃物とする。

2 契約期間

令和6年4月1日から令和6年10月31日まで(7か月間)

3 廃棄物の種類及び収集頻度

- (1) 可燃ごみ : 週6回(月曜日～土曜日、ただし、東温市指定の処分施設が休日の場合を除く。)
- (2) 廃プラスチック類 : 週5回(月曜日～金曜日)
- (3) ビン・缶 : 週2回(火曜日・金曜日)
- (4) 紙 類 : 週2回(火曜日・金曜日)

4 廃棄物の種類及び見込数量(令和6年4月から10月まで7か月間)

- (1) 可燃ごみ : 約8,200kg
- (2) 廃プラスチック類 : 約3,200kg
- (3) ビン・缶 : 約800kg
- (4) 紙 類 : 約3,900kg

5 廃棄物の処理方法

- 可燃ごみは、東温市指定の処分施設で処分すること。
- 混載はしないこと。
- リサイクル可能な廃棄物はリサイクルをすること。
- 処理費用は、受託者(乙)が負担すること。

6 その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って業務を行うこと。